

## 魚津市公告第39号

### 都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、魚津市に意見書を提出することができる。

令和元年6月17日

魚津市長 村椿 晃

- 1 都市計画の種類及び名称  
（種類） 魚津都市計画用途地域  
（名称） 用途地域
  
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
用途地域を変更する区域  
大光寺字坊丸、住吉の各一部  
ただし、別紙図面表示のとおり
  
- 3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所  
（1）期間  
令和元年6月18日から令和元年7月2日まで  
（2）場所  
魚津市建設部都市計画課  
（「別紙図面」は省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
  
- 4 縦覧の時間  
午前8時30分から午後5時15分まで